

「明號」の解釈について

——「尊明號」——

高 芝 麻 子

【おおよその解釈】

「惟漢十世、將郊上玄、定泰時、雍神休、尊明號。（惟れ漢の十世、將に上玄に郊し、泰時を定め、神なる休を雍し、明らかなる號を尊ぶ。）」 訳：漢の十代皇帝の御代に、（皇帝陛下は）天を祭ろうとお考えになり、泰時（甘泉宮に造られた泰一神を祭る祠）をお定めになり、神休（神の与えたもう瑞祥）に助けを受けるために、明号（輝かしい泰一神の御名）を貴ばれました。

そのうち「明號」について解釈する。

【校勘】

異同なし。

【旧注・旧説の整理】

- (1) 顔師古注引晉灼注：「明號、下同符三皇也。(明号とは、下に見える「同符三皇(成帝の器量は)三皇に比肩する)」のことである。)」
- (2) 顔師古注：「明號、謂總三皇五帝之號而稱皇帝也。(明号とは、三皇五帝の号をまとめて呼んだものであり、(そのように呼ぶことで) 皇帝を称えているのである。)」
- (3) 李善注：「言將祭泰時、冀神擁祐之以美祥、因尊已之明號也。(泰時を祭り、神が瑞祥を下して助けてくれることを願い、それによって自分の明号を尊ぶのである。)」¹⁾
- (4) 李周翰注：「言設壇郊天、冀神之擁祐以休美祥、故尊祭牲、加以殊號謂牛。曰一元大武是也。(祭壇を作つて天を祭り、神が瑞祥を下し助けてくれることを願う。よつて、祭祀の犠牲を尊んで、牛に特別な呼び方を加えるのである。一元大武というのがこれである。)」
- (5) 王先謙注：「明號者、明神之號、尊而祀之。顏謂皇帝之號、非也。下適言三皇五帝耳。(明号とは、神の号を明らかにし尊んで、これを祭ることである。顔師古は皇帝の号であるとしているが誤りである。三皇五帝については、続く部分でようやく言及されるのである。)」
- (6) Knechtges 訳：「honors the lustrous appellations (輝かしい称号を尊崇する)」注：「The "lustrous appellations" probably are the names of the gods(e.g. Grand Unity and Queen Earth), to whom the sacrifices were performed. (輝かしい称号)とはおそらくは神(たとえば泰一や后土)の名であり、それらに対して犠牲が捧げられるのである。)」
- (7) 『揚雄集校注』：「明號、明神之號、指泰一神之號。言擁聚神靈之休美而尊泰一之神號。(明號とは神の号を明らかにすることである。泰一神の号を指す。神靈の下す瑞祥を集め、泰一の神の名を尊ぶと言っている。)」

【問題提起】

古来、「明號」については、様々な見解があり、定説が見られない。そもそも「明號」は語として熟しておらず、用例自体がほとんど見られない語である。大まかに分けて「甘泉賦」に見える「明號」には四通りの解釈ある。一つは晋灼の「三皇に比肩すること」を言うとするものである。もう一つは顔師古、李善の「成帝」自身を指すとするものであり、高橋忠彦『新釈漢文体系・文選（賦篇・中）』（明治書院一九九四）、小竹武夫『漢書七』（筑摩書房一九九八）などはその説を採る。王先謙、Knechtges、『揚雄集校注』は祭られる神の号を明らかにすることであると、Knechtgesは神を泰一や后土、『揚雄集校注』は泰一であろうとする。また、李周翰は祭祀に捧げられる犠牲の牛のことであるとされている。これは『禮記』卷五「曲禮」に「凡祭宗廟之禮牛曰一元大武。（凡そ宗廟を祭るの禮牛は一元大武と曰ふ。）」とあるのを踏まえての注釈であるが、『禮記』の用例では宗廟の祭祀での犠牲を論じており、天の祭祀を述べる文脈ではいささか唐突な感を受ける。この「明號」の意味について検討してみたい。

【用例・考察】

「將郊上玄、定泰時、雍神休、尊明號。」の構造は、厳密な対句であると考えると、「上玄」を「郊」るために「泰時」を「定」め、「神休」を「雍」するために「明號」を「尊」んだと読むべきである。「郊上玄」「雍神休」が行動の理由であり、「定泰時」「尊明號」が具体的な行動とすれば、「尊明號」には「定泰時」と同様に、祭祀の上で重要な何らかの行為があったと考えられる。

「甘泉賦」は甘泉宮に赴いて皇帝自らが祭祀を行う理由を、子がなかつたからだとする。それについて、成帝の母にあたる王皇太后は、永始三年十月に、以下のような詔を発している。

『漢書』卷二五「郊祀志」「後上以無繼嗣故、今皇太后詔有司曰『蓋聞王者承事天地、交接泰一、尊莫著於祭祀。孝

武皇帝大聖通明、始建上下之祀、營泰時於甘泉、定后土於汾陰、而神祇安之、饗國長久、子孫蕃滋、累世遵業、福流於今。今皇帝寬仁孝順、奉循聖緒、靡有大愆、而久無繼嗣。思其咎職、殆在徙南北郊、違先帝之制、改神祇舊位、失天地之心、以妨繼嗣之福。春秋六十、未見皇孫、食不甘味、寢不安席、朕甚悼焉。春秋大復古、善順祀。其復甘泉泰時、汾陰后土如故、及雍五時、陳寶祠在陳倉者。」天子復親郊禮如前。又復長安、雍及郡國祠著明者且半。(後の上に繼嗣無きが故を以て、今皇太后は有司に詔して曰く『蓋し聞く、王者は天地に承事し、泰一に交接し、尊ぶに祭祀於り著しきものは莫し、と。孝武皇帝は大聖通明にして、始めて上下の祀を建て、泰時を甘泉に營み、后土を汾陰に定め、而して神祇は之に安んじ、饗國(國を保つこと)は長久、子孫は蕃滋たりて(増えて繁榮して)、世を累ね業に遵ひ(何世代にも亘つて國を治め続け)、福は今に流る。今皇帝は寬仁孝順にして、聖緒に奉循して、大愆有る靡きも(皇帝としての聖なる仕事に奉仕して、大きな過ちはないが)、而るに久しく繼嗣無し。其の咎職(罪)を思ふに、南北郊に徙しては、先帝の制に違ひ、神祇の舊位を改めては、天地の心を失し、以て繼嗣の福を妨ぐる在るに殆し。春秋六十、未だ皇孫を見ず、食らひては味を甘しとせず、寢ては席に安んぜず、朕は甚だ焉を悼む。』春秋』に古に復するを大とし、順祀するを善しとなす(『春秋』には、古に帰ることを立派なことであり、順序を守つて祭祀を行うのをよしとしている)。其れ甘泉泰時を復し、汾陰后土を復して故の如くし、雍五時、陳寶祠の陳倉に在る者に及ぼせ。」と。天子は復た親しく郊禮すること前の如し。又長安、雍及び郡國祠の著明なる者を復すること半ばに且し(有名な祠を復活させると、先に廃止したものの半数近くになった)。」

すなわち、王皇太后は、今の祭祀の方法は武帝の定めた制と異なり、天地の心を失つていたので、元に戻すべきであると述べており、成帝はこれに従つたのである。詔では、復古の具体的な行為として、「徙南北郊」「改神祇舊位」の二つを改めて、旧来の状況に戻すことが挙げられている。天地の祭祀は、武帝が甘泉、后土で行うと定めたが、元帝・成帝の丞相である匡衡が、甘泉、汾陰での祭祀を廃し、長安の南北で行うように求めた。「徙南北郊」とは、成帝が匡

衡の提案に従い、祭祀を改めたことを指す。だが、先に引いた王皇太后の詔によって、祭祀の場所は再び武帝の定めた甘泉、后土に戻されることとなる。

「神祇舊位」とは、同時期に匡衡を批判した劉向の言葉にも見える。劉向は『漢書』卷二五「郊祀志」において「家
人尚不欲絕種祠、況於國之神寶舊時。且甘泉、汾陰及雍五時始立、皆有神祇感應、然後營之。非苟而已也。武、宣之世、
奉此三神、禮敬敕備、神光尤著。祖宗所立神祇舊位、誠未易動。……（家人尚ほ種祠を絶つを欲せず、況んや國の神寶
舊時に於いてをや。且つ甘泉、汾陰及び雍五時は始めて立つるや、皆神祇の感應有り、然る後に之を營む。苟かりそめなるに
非ざるのみなり。武、宣の世は、此の三神を奉ること、禮敬敕備にして、神光は尤も著かなり。祖宗の立つる処の神祇
舊位は、誠に未だ易動せず。……）」と述べている。武帝、宣帝のころに甘泉、汾陰、雍五時を祭っていたのはゆえの
あることであり、靈驗もあらたかであったとするのである。それを廃して「神祇舊位」を変えてしまったことを劉向は
批判する。祭祀の場所を変えることは、場所だけでなく、恐らく様々な手順や道具なども改めるのであろう。廟や祠
の中にある神の牌位を「神位」という。王皇太后と劉向が揃って元に戻すべきであると主張する「神祇舊位」は、武帝
によつて祭られたものの、匡衡に退けられた、甘泉と汾陰を初めとする古い「神位」を言うものと考えたい。すなわち、
王皇太后も劉向も、祭祀の場所と対象とを、武帝の定めたものに戻すように述べているのである。

これを踏まえ「甘泉賦」本文の「將郊上玄、定泰時、雍神休、尊明號。」に立ち返る。「定泰時」は祭祀の場所を、長
安の南北から甘泉、汾陰へと戻したことを述べている。そうであれば、その対となる「尊明號」は匡衡らの改革によつ
てあるいは場所を移され、あるいはは退けられ、おそらくは何らかの改変がなされていたであろう神位を、本来の形式に
戻したことを述べているのではないだろうか。泰時を定めてこそ、正しく天を祭ることができ、本来の神位を尊んでこ
そ、その恩恵を受けることができるのである。

では、不正を改め、正しい神位を尊ぶことを「尊明號」と表現できるのであろうか。「明號」との熟した語はないが、

『漢書』に見える「號」の用例には、動詞的な「よぶ」の意味の他、帝号、元号、国号、諡号、廟号、尊号など様々な語彙がある。『漢書』には宣帝のころ、武帝の廟を尊んで尊号を加えたとの用例が見える。

『漢書』卷八「宣帝紀」「有司奏請宜加尊號。六月庚午、尊孝武廟爲世宗廟、奏盛德、文始、五行之舞、天子世世獻。(有司奏して宜しく尊號を加ふべきを請ふ。六月庚午、孝武廟を尊びて世宗廟と爲し、盛德、文始、五行の舞を奏し、天子は世世獻ず。)

もともと武帝の廟はあつたが、名前を改めることで、さらに尊崇の意を明らかにしたということであろう。尊号を加えることが重要な意味を持つのであれば、このような奏上は行われなと思われる。宗廟と甘泉では、祭る対象が異なるが、いずれも祭祀を行う場所であり、宗廟も甘泉も皇帝が親祭する祭祀であつた。成帝が甘泉の泰時に新たな尊号を加えたかどうかは、記録がないために判然としない。だが、新たな尊号を加えることがなくとも、正しい神位に戻したということは、泰時、もしくはそこで祭られる神の号を止し、それによつて尊崇の意を示したと考えることができる。

【結論】

「甘泉賦」に見える「明號」とは「輝かしき號」を意味する。具体的には神位を正して、武帝の旧に復した、輝かしき神の号を言うのであろう。泰時での祭祀の対象は泰一であるので、ここでは「號」を泰一の尊号であると考え、「輝かしい泰一神の御名」と訳出することとしたい。

注

(1) 李善注に引く晋灼注は「雍神休」について「雍、祐也。休、美也。言見祐護以休美之祥也。」とする。